

随意契約理由書

件名	令和8年度 海岸線 防災・設備監視システム保守管理業務
契約の相手方	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 近畿支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由	
本業務は、海岸線全駅・御崎Uビル4F設備監視室・名谷指令所に設置されている防災設備監視システムの定期的な保守点検、検査を行う設備管理業務である。 当該システムの定期的な保守点検・検査は機器の性能及び安全性を確保し、災害時の適正な設備運用を保つためには製造メーカーだけが持つ技術的なデータ等を元にした安全で確実な管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。 よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)